公民館図書室

問 中央公民館 ☎77-0066

☆新着図書の紹介

中央公民館図書室からおすすめの図書を紹介します。インターネット検索や図書のリクエスト、県立図書館からのお取り寄せもできますので、ご利用ください。

■キレイはこれでつくれます
編　著：MEGUMI
出版社：ダイヤモンド社

■きらきらぴかぴか どうぶつ　だいすき
監　修：瀧　靖之
出版社：朝日新聞出版

■黒い絵
著　者：原田マハ
出版社：講談社

☆雑誌紹介

雑誌の貸出も行っていますので、ぜひご利用ください。

■ディズニーファン
■ぐるっと千葉
■すてきにハンドメイド
■家の光

☆今月の図書室のおはなし会

おはなし会では、毎月第２土曜日に、絵本の読み聞かせを行っています。

図書室にある本の中から好きな絵本を選んで、親子で楽しみましょう。

■期日　7月13日(土)
■時間　午前10時30分～（1時間程度）
■対象者
小学校低学年まで（保護者同伴）

第62回芸能発表会の開催について

問 中央公民館 ☎77-0066

文化協会会員による芸能発表会は、今回で６２回目を迎えます。日頃の練習成果を余すことなく発表し、例年多くの来場者の方にお楽しみいただいております。

ご家族や友人などお誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

開催日　8月4日(日)
時　間　正午開場(午後0時30分開演)
会　場　芝山文化センター（入場無料）
内　容　フラダンス、詩吟、舞踊、コーラス、カラオケなど

芝山町 臨時子ども応援事業

問 企画空港政策課 企画調整係 ☎77-3926

商品券の使用期限は７月31日(水)までとなります。未利用の商品券をお持ちの方は、ぜひ期間内にご利用ください。

※有効期限が過ぎた場合は、無効となり使用できません。

<利用可能店舗>

取扱店一覧QRコード
最新の情報はこちらからご確認ください。

発行　芝山町企画空港政策課
発行協力　芝山町社会福祉協議会
【☎0479-78-0850】

芝山町スポーツ協会からお知らせ

問 教育課 社会教育係 ☎77-1861

今年度も芝山スポーツフェスティバル、芝山町スポーツ大会モルック大会を以下の日程で開催します。

第２回芝山スポーツフェスティバル
開催日　10月13日(日)
開会式　午前8時30分～
会　場　芝山町総合運動場

第９回芝山町スポーツ大会モルック大会
開催日　１月19日(日)
開会式　午前8時30分～
会　場　芝山町福祉センター屋内ゲートボール場「すぱーく芝山」

令和７年 芝山町二十歳の式典

問 教育課 社会教育係 ☎77-1861

令和7年芝山町二十歳の式典の日程をお知らせします。

■開催日　1月12日(日)
■対象者
・平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの者で芝山町に居住する者（令和6年10月1日時点）
・令和元年度に芝山町立芝山中学校を卒業した方
■スケジュール
受付開始　午後1時30分～
式典開始　午後2時～
※対象となる方には、10月頃に案内状を送付しますので、ぜひご参加ください。

国民年金に加入されている方

国民年金保険料の免除制度があります

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

■国民年金保険料免除制度
収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

■国民年金保険料納付猶予制度
50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。

■未納のままにしておくと…
・障害や死亡といった不測の事態が生じたとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。
・老齢基礎年金を将来的に受け取れない場合があります。
このような事態を防ぐためにも未納のままにせず、まずは申請することをおすすめします。

■手続きについて
申請先は国保年金係です。
※郵送による申請も可能です。
※過去に同一の失業を理由として免除などを申請したことがあり、失業に関する証明書類を提出済みの場合は、証明書類の添付が不要です。過去に提出したかが不明な場は、証明書類をご持参ください。
☆マイナポータルからも国民年金保険料免除・納付猶予の電子申請ができます。まずはマイナポータルの「利用登録」が必要です。手続きにはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

■問合せ
・千葉年金事務所
☎043-242-6320
・年金加入者ダイヤル
☎0570-003-004
（050から始まる電話でかける場合は03-6630-2525）

▲日本年金機構ホームページ

国民健康保険に関するお知らせ

国保税の課税限度額が改正されます！

問 町民税務課 課税係 ☎77-3915

医療の高度化や被保険者の高齢化などに対応するため、地方税法施行令の改正に伴い、令和６年度から国民健康保険税の課税限度額を左表のとおり改正しました。

将来にわたって皆様が安心して国民健康保険を利用できるように改正するものです。ご理解とご協力をお願いします。

		改正前	改正後	差
医療分	所得割	7.50%	7.50%	据え置き
	均等割	19,800 円	19,800 円	据え置き
	平等割	20,300 円	20,300 円	据え置き
	課税限度額	65 万円	65 万円	据え置き
支援金分	所得割	3.00%	3.00%	据え置き
	均等割	11,900 円	11,900 円	据え置き
	課税限度額	22 万円	24 万円	2 万円
介護分	所得割	2.60%	2.60%	据え置き
	均等割	11,000 円	11,000 円	据え置き
	課税限度額	17 万円	17 万円	据え置き